

# のおがた

# 議会だより

## 6月定例会

- ◆令和6年度直方市一般会計補正予算を可決
- ◆直方市プロポーザル評価委員会条例を制定

(仮称)直方市保健福祉センターの建設について  
※令和6年7月3日現在



全体完成イメージ



議案第47号  
直方市一般会計補正予算(第1号)より

### 主な内容

- P.2 提出議案とその結果
- P.3 賛否の分かれた議案、質疑
- P.4 委員会の審査
- P.6 一般質問
- P.12 会派紹介、水仙

### 市議会情報



△「直方市議会」で検索



△直方市議会ホームページ  
はこちらを ©H ©K

## 6月定例会に提出された議案等とその結果

| 条例       |   |      |
|----------|---|------|
| 議案第 32 号 | 専決処分事項の承認について（直方市税条例の一部を改正する条例）                   | 承認   |
| 議案第 33 号 | 専決処分事項の承認について（直方市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）         | 承認   |
| 議案第 36 号 | 直方市プロポーザル評価委員会条例の制定について                           | 原案可決 |
| 議案第 37 号 | 直方市税条例の一部を改正する条例について                              | 原案可決 |
| 議案第 38 号 | 直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について                         | 原案可決 |
| 議案第 39 号 | 直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第 40 号 | 直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について         | 原案可決 |
| 議案第 41 号 | 直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について      | 原案可決 |
| 議案第 42 号 | 直方市営住宅条例の一部を改正する条例について                            | 原案可決 |
| 議案第 43 号 | 直方市下水道条例の一部を改正する条例について                            | 原案可決 |
| 議案第 44 号 | 直方市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について                  | 原案可決 |
| 予算       |   |      |
| 議案第 34 号 | 専決処分事項の承認について（令和 5 年度直方市一般会計補正予算（第 9 号））          | 承認   |
| 議案第 35 号 | 専決処分事項の承認について（令和 5 年度直方市下水道事業会計補正予算（第 5 号））       | 承認   |
| 議案第 47 号 | 令和 6 年度直方市一般会計補正予算（第 1 号）                         | 原案可決 |
| 議案第 48 号 | 令和 6 年度直方市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                     | 原案可決 |
| 議案第 49 号 | 令和 6 年度直方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                  | 原案可決 |
| その他      |   |      |
| 議案第 45 号 | 財産の処分について   | 原案可決 |
| 議案第 46 号 | 市道路線の認定について                                       | 原案可決 |
| 議案第 50 号 | 工事変更請負契約の締結について（上老良・我孫子線道路改良工事）                   | 原案可決 |
| 報告       |   |      |
| 報告第 2 号  | 専決処分事項の報告について（市営住宅家賃等滞納に係る民事調停）                   | 報告   |
| 報告第 3 号  | 専決処分事項の報告について（市営住宅家賃滞納に係る民事調停）                    | 報告   |
| 報告第 4 号  | 継続費繰越計算書について（直方市一般会計）                             | 報告   |
| 報告第 5 号  | 繰越明許費繰越計算書について（直方市一般会計）                           | 報告   |
| 報告第 6 号  | 予算繰越計算書について（直方市水道事業会計）                            | 報告   |
| 報告第 7 号  | 継続費繰越計算書について（直方市下水道事業会計）                          | 報告   |
| 報告第 8 号  | 予算繰越計算書について（直方市下水道事業会計）                           | 報告   |

## 賛否の分かれた議案

| 議案番号 | 議員名   | 公明党  | 正誠会  | 市民クラブ | ふたば  | 日本共産党 | プラタナス | 令和会   | れいめい |      |     |      |       |     |      |      |      |      |      |   |
|------|-------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|-----|------|-------|-----|------|------|------|------|------|---|
|      | 宮園祐美子 | 紫村博之 | 岡松誠二 | 篠原正之  | 野下昭宣 | 澄田和昭  | 中西省三  | 草野知一郎 | 那須和也 | 渡辺和幸 | 高宮誠 | 村田明子 | 矢野富士雄 | 松田昇 | 渡辺幸一 | 渡辺克也 | 森本裕次 | 安永浩之 | 田代文也 |   |
| 第33号 |       | ○    | ○    | ○     | ○    | ○     | ○     | ○     | ×    | ×    | ○   | ○    | ○     | ○   | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | — |
| 第47号 |       | ○    | ○    | ○     | ○    | ○     | ○     | ○     | ×    | ×    | ○   | ○    | ○     | ○   | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | — |

○：賛成、×：反対、欠：欠席、棄：棄権、除：除斥

—：議長には賛成・反対の意思表示をする表決権がありませんが、賛成・反対が同数になった場合、可否を決める裁決権があります。

※その他の結果については、全会一致で賛成となっています。

# 質 疑

6月定例会で質疑が行われた議案については次のとおりです。質疑とは、本会議の議事手続において討論や表決に入る前に、当該案件について口頭で提案者に対して説明や所見を求め疑問点を尋ねることです。

| 議案番号 | 議案名  | 発言者    | 質疑項目   |
|------|--|--------|--|
| 第33号 | 専決処分事項の承認について（直方市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）    | 渡辺 和幸  | 賦課限度額の引き上げの根拠法について ほか                                    |
| 第36号 | 直方市プロポーザル評価委員会条例の制定について                      | 那須 和也  | 条例制定のメリットについて ほか   |
| 第37号 | 直方市税条例の一部を改正する条例について                         | 那須 和也  | わがまち特例について   |
| 第41号 | 直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について | 渡辺 和幸  | 学童クラブの現状と課題について ほか                                       |
| 第47号 | 令和6年度直方市一般会計補正予算（第1号）                        | 那須 和也  | 【歳出】2款1項15目12節 電算システム改修委託料 ほか<br>【第2表】継続費補正 保健福祉センター整備事業 |
|      |  | 渡辺 和幸  | 【歳出】3款1項1目12節 価格高騰重点支援給付金支給業務委託料 ほか                      |
|      |  | 安永 浩之  | 【歳出】7款1項2目12節 工業団地適地調査業務委託料                              |
|      |  | 草野 知一郎 | 【歳出】7款1項3目18節 観光物産振興協会負担金 ほか                             |

総務常任委員会

産業建設常任委員会

教育民生常任委員会

# 委員会の報告

6月25日に開催され付託された議案について審査した主な内容です。

## 総務常任委員会

### 直方市プロポーザル評価委員会条例について

委員会の構成について、外部委員が入らず職員のみで構成される場合はどのようなケースがあるのか尋ねました。

所管課からは、市職員が事業内容を評価できる場合については、職員のみによる構成を考えているとの回答がありました。

また、今後のプロポーザルについては、審議の経過や具体的な内容まで問われる可能性があり、かなり慎重な対応が求められるが、プロポーザルに適しているかどうかの判断はどういうふうに考えているのか尋ねました。

所管課からは、基本は一般競争入札が原則であり、価格のみの一般競争入札に適さない業務についてプロポーザルが適用できると考える。現在、直方市競争入札等参加者選考委員会というプロポーザルの適用可否

について所管からの内容を審議する会議があり、そこでしっかり議論した上で、判断を行っているとの回答がありました。

委員会からは、あくまでも事業者を選定するための委員会であり、事実上の随意契約であることも踏まえて、厳正かつ公正に選定する認識を持って臨みつつ、各所管においてもプロポーザルの実施に当たっては、きちんと記録に残すなど行政として最低限実施するよう要望しました。

採決の結果、可決すべきものと決定しました。

令和6年度直方市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分について

電算システム改修委託料について、し尿管理システムが、国庫補助の対象となるシステム標準化対象業務に含まれていない理由は何か尋ねました。

所管課からは、もともと取り扱っているシステム事業者がかなり少なく、SE

が単独で直方仕様を開発したものであることから、国庫補助の対象にはならぬとの回答がありました。

また、今後システム標準化によって、子ども医療費など様々な軽減策を実施している地方単独事業に対応できない、または使えないのではと危惧されているが、どのように考えているか尋ねました。

所管課からは、給付金等の個別案件については別途システム開発という形になり、国はデータ連携要件の統一した仕様を示しているため、標準化システムに適合したシステムであれば対応できるとの回答がありました。

また、国はシステム標準化の移行期限を令和7年度末までとしているが、現状では間に合うのか尋ねました。

所管課からは、今のところシステム事業者からは令和7年10月には稼働できるとしているとの答弁がありました。

委員からは、電算システム改修委託料における地方

自治体情報システム標準化については、地方単独事業が危ぶまれるという中、国は全自治体の基幹業務システムを令和7年度末までに移行することを目指し、多額の予算を基に実施している。デジタル庁は自治体の独自施策の運用方法も示しているものの、知事会等の地方団体からは行政事務に裁量の余地がなくなる懸念があるとの声が上がっている。また個人情報保護条例に見られるように、既存のシステムを一旦リセットし、国のシステムにはめるようなやり方は、利便性の向上という側面もあるものの慎重すべきであり、現状のシステムでも十分地方自治体としての業務も可能である。さらに財源についても、今後多額の改修費が必要となる中で、裏付けとなる国の補助金もどうなるか不透明であり、期限内に間に合うかどうかも含め、大変無理のあるシステム標準化への移行であることから賛同できないとの反対討論が行われ、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

## 教育民生常任委員会

令和6年度直方市一般会計補正予算(第1号)のうち所管分について

新型コロナウイルス予防接種について、ワクチンの配送方法がこれまでの集団接種とどうかかわるのかと尋ねました。

所管課からは、集団接種(特例接種)は国が一括してワクチンを買って自治体に配布していたが、今回からは季節性インフルエンザの定期接種と同様に、自治体を介さずに医療機関が直接調達する流れとなるとの回答がありました。

また、教育指導費について、「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」とはどのようなものか尋ねました。

所管課からは、県の事業であり、選定した市内小学校1校に不登校児童支援員を配置し、学習支援・教育相談・校内連携を行う場所を作り、不登校率の減少につなげていく事業であるとの回答がありました。

また、不登校の数は中学

校のほうが多いのに、なぜ小学校での実施なのかと尋ねました。

所管課からは、本事業では小学校の段階で早期にアプローチすることが目的であるため、小学校に限定されているとの回答がありました。

次に修繕料について、直方歳時館の修繕料は令和5年12月定例会に補正予算として計上されていたが、なぜ再度今定例会に補正予算として計上するのかと尋ねました。

所管課からは、昨年度は補助金の申請を行い、採択された場合は年度内に着手する予定であったが、補助金が不採択となったため事業を行わなかった。結果が判明したのが令和6年1月下旬であり、当初予算の計上に間に合わず、やむなく補正での対応となったとの回答がありました。

委員会からは、文化財の修繕等は緊急を要するものであるため、手遅れにならないよう補助金の採択結果に関わらず早期に着手するよう要望しました。

採決の結果、可決すべきものと決定しました。

## 産業建設常任委員会

直方市営住宅条例の一部を改正する条例

今回の改正の具体的な内容について尋ねました。

所管課からは、市営住宅の入居については、原則として同居親族がいることが入居要件とされているが、今回の改正により、配偶者等からの暴力の被害を受けている方については、当該要件の適用除外となるとの回答がありました。

また、DV被害者が緊急避難を求めた場合、対応する空き室のストックは用意しているのかと尋ねました。

所管課からは、現時点ではDV被害者の緊急避難のための空き室のストックは用意していないが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の担当である男女共同参画推進係や関係各課と連携し、ストックの必要性も含め検討を行うとの回答がありました。

委員会からは、DV被害

者の受け入れについて、空き室のストックなど、緊急的な受入れの方策について検討を行うよう要望しました。

採決の結果、可決すべきものと決定しました。

工事変更請負契約の締結について(上老良・我孫子線道路改良工事)

当初契約と比べ大幅な増額となっているが、増額となった要因は何なのかと尋ねました。

所管課からは、増額の要因としては、警察協議により、夜間工事のない日においても交通誘導員を24時間配置することとなったこと、またバス事業者との協議により、迂回運行ではなく、現況の路線運行を維持することとなったことに伴うバス出入口の変更による誘導個所の増に加え、片側車線規制、銀行等の利用客の安全性を考慮し、大幅に交通誘導員を増員することとなった。また、労務単価、資材の変動によるインフレスライドの対応等を併せて設

計変更を行っているとの回答がありました。

また、変更の事象が発生した時点で、臨時議会を開催し承認を求めるべきではなかったのかと尋ねました。

所管課からは、雨量が多くなる出水期までに居立川のボックスカルバート敷設工事を完成させる必要があり、工事中断による遅延を避けるため、また、崩落の可能性のある路線バス出入口部分の完成が急務であったため、工事の完了を最優先に考え、国土交通省の設計変更ガイドラインに基づき、変更指示書にて指示を行い、工事を継続したまま、変更仮契約を行い、今定例会で追加提案を行ったとの回答がありました。

委員会からは、本来、設計変更に当たっては、ガイドライン等一定のルールの基づいて行われるべきものであることから、今後、設計変更を行う際は、そのルールから逸脱した取り扱いを行うことがないよう要望しました。

採決の結果、可決すべきものと決定しました。